

施設の維持管理に関する計画書

1. 日常管理

- ① 処分場に搬入する廃棄物は事前に判定分析を行い、基準を満たした物のみ埋め立てる。
- ② 搬入する廃棄物が処分場の外へ飛散・流出しないよう即日覆土を行う。
- ③ 悪臭・害虫等の発生及び火災発生防止のため、埋立作業終了後は即日覆土を実施する
- ④ 廃石綿等を埋め立てる場合は固形化等の中間処理が済んでいるもののみ受け入れることとし、飛散しないよう埋立基準に従って慎重な処分を行う。

2. 定期管理

- ① 処分場周辺の地下水について、月 1 回 EC 及び塩化物イオンを測定するとともに、水銀を 2 ヶ月に 1 回、地下水検査項目を年 1 回測定する。
- ② 処分場放流水について、pH、BOD、Hg、SS、N を月 1 回測定するとともに排水検査項目を年 1 回測定する。
- ③ 擁壁等、遮水工、調整池、浸出水処理設備、防凍設備について週 1 回点検するとともに、その結果及び実施した措置等を記録する。

3. 安全管理

- ① みだりに人が埋立地へ立ち入る事を防ぐため周囲に囲いを設置するとともに破損等がないか点検管理を行う。
- ② 設備に異常が生じた場合は速やかに廃棄物の搬入・埋立を中止し関係官庁へ報告するとともに補修等の必要な措置を講じる。

4. 記録管理

下記項目について毎月の記録を翌月末日までインターネット上に公開し、これを 3 年間保持するとともに廃止まで保管する。

- ① 埋立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- ② 擁壁等の点検実施日及びその結果並びに措置実施日及びその内容
- ③ 遮水工の点検実施日及びその結果並びに措置実施日及びその内容
- ④ 放流水並びに地下水の水質検査を実施した日及びその結果並びに採取場所
- ⑤ 調整池の点検実施日及びその結果並びに措置実施日及びその内容
- ⑥ 浸出液処理設備の点検実施日及びその結果並びに措置実施日及びその内容
- ⑦ 処分場の残余量を測定した結果（年 1 回以上）

以上